

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年 8 月29日

【会社名】 株式会社TAKARA & COMPANY

【英訳名】 TAKARA & COMPANY LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 堆 誠一郎

【本店の所在の場所】 東京都豊島区高田三丁目28番 8 号

【電話番号】 03(3971)3260(代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員総務部長 若松 宏明

【最寄りの連絡場所】 東京都豊島区高田三丁目28番 8 号

【電話番号】 03(3971)3260(代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員総務部長 若松 宏明

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 1【提出理由】

当社は、2022年8月26日開催の第85回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

2022年8月26日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されるので、これに備えるため、当社定款を変更するものであります。

#### 第2号議案 取締役6名選任の件

取締役として、堆誠一郎、岡田竜介、井植敏雅、関根近子、椎名茂および野村周平を選任するものであります。

#### 第3号議案 当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）を継続するものであります。

#### 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

退任取締役今井哲男氏に対し、在任中の功労に報いるため退職金慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期および方法等は、取締役会に一任するものであります。

#### 第5号議案 退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

役員報酬体系の見直しの一環として、2022年7月8日開催の取締役会において、2022年8月26日開催の第85回定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止し、これに伴い、現在、在任中の取締役2名および監査役1名に対し、それぞれの就任時から本総会終結の時までの在任中の功労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で、退職慰労金を贈呈することとし、その贈呈の時期は取締役および監査役を退任する時とし、具体的な金額、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任するものであります。

### (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	96,915	346	0	(注)1	可決 98.13
第2号議案 取締役6名選任の件					
堆 誠一郎	96,422	839	0		可決 97.63
岡田 竜介	96,525	736	0		可決 97.74
井植 敏雅	96,554	707	0	(注)2	可決 97.77
関根 近子	96,543	718	0		可決 97.75
椎名 茂	96,584	677	0		可決 97.80
野村 周平	96,463	798	0		可決 97.67
第3号議案 当社株式の大量買付 行為に関する対応策 (買収防衛策)継続 の件	80,500	16,760	0	(注)3	可決 81.51

第4号議案 退任取締役に対し退 職慰労金贈呈の件	84,225	13,035	0	(注)3	可決	85.28
第5号議案 退職慰労金制度廃止 に伴う打ち切り支給 の件	83,710	13,540	0	(注)3	可決	84.77

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。